第７１回港区環境審議会

次　第

令 和 ８ 年 ５ 月 ２ ２ 日 （ 金 ）
午後６時３０分～午後８時００分
港区役所９階９１２・９１３会議室

１　審議事項
（１）「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について（答申）（案）
（２）「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について（答申）（案）

２　そ の 他
今後のスケジュールについて

＜送付資料＞
資料１　「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について（答申案骨子）
資料２　「港区環境基本計画」の策定に向けた各調査結果のキーワードまとめ
資料３　「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について（答申案骨子）
資料４　環境基本計画策定スケジュール（予定）

資料１

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

（答申案骨子）

令和８年５月時点

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点

第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向

区ではこれまで港区環境基本計画のもと、脱炭素化や資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境施策を総合的に推進してきました。令和５（2023）年度の現行計画改定以降も、国内外を取り巻く情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、より実効性を重視した施策強化が進められています。

国は、令和６（2024）年５月に閣議決定した「第６次環境基本計画」において、環境政策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」を掲げ、そのために脱炭素、循環経済、自然再興を同時達成する統合的アプローチが重要としています。この方針に基づき、各分野で以下のような取組が加速化しています。

［地球環境］

国は、令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」および「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035年度▲60％､2040年度▲73％（2013年度比）の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大活用とエネルギー安全保障の確保とを一体的な取組と捉え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策強化を推進しています。また「気候変動適応計画」においても、令和５（2023）年５月の一部変更により、熱中症対策が喫緊の課題として強化されました。

東京都においても、令和６(2024)年度に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035年▲60％（2000年比）の高い目標を掲げています。あわせて、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」を改正し、令和７（2025）年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行するなど、再生可能エネルギーの主力化に向けた官民一体の取組を加速させています。

［資源循環］

国は、令和６（2024）年８月２日に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）が国家戦略として位置付けるとともに、地域資源を地域内循環させる仕組みづくりの推進や、2040年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」を目指すことを示しました。あわせて、資源有効利用促進法の改正により、再生資源の利用義務化やＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマースの促進が盛り込むなど、関連法制度の整備・見直しを進めており、再資源化の量と質の双方の向上を図る取組の強化が期待されています。

［自然環境］

国は、生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された国際的な枠組みである「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和12(2030)年までのネイチャーポジティブ実現に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定しました。また、令和７（2025）年４月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を施行し、自然共生サイトの法制化を通じて、企業・団体等による保全活動を促進しています。

東京都でも、外来種対策、重要野生生物の保全方針の策定、自然環境デジタルミュージアム基本計画の策定など、東京都生物多様性地域戦略のもとで取組を強化しています。令和６（2024）年には東京都生物多様性推進センターを開設し、地域における保全活動の支援や普及啓発を拡充するなど、都内の保全地域の管理やエコロジカルネットワークの形成を推進しています。

［生活環境］

国は、2023年9月に採択された国際的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GCPF）」に基づき、世界的に化学物質管理の規制・監視が強化される中、令和８（2026）４月よりPFAS（有機フッ素化合物）を「水質基準」へと格上げしました。これを受け、東京都における水道水の水質管理などの対策や、区におけるモニタリングなどの強化が進められています。

こうした流れの中、区内においては、建物整備に付随する大規模な緑化や街区レベルでの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取組をはじめとする、大規模な民間開発での環境配慮も進んでいます。

このような背景のもと、本区では、区の進むべき未来への確かな道筋を示す、新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から、持続可能な社会の実現に向けた環境施策を講じていくことが必要です。

第２節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は現行計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中で、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。近年の環境データは概ね横ばいまたは着実な改善傾向にありますが、区民アンケートにおける評価には依然として課題も見られます。

地球環境・エネルギー分野では、区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入など、区は先導的な取組を進めています。また、ＥＶ化やシェアサイクルの普及により、交通環境への区民満足度は向上しています。こうした区の施策や区民、事業者の省エネ行動等により、区域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。一方で、省エネルギー及び再生可能エネルギー施策が区民の実感や満足感に必ずしも結びついていない状況や、都市部ならではの大規模なエネルギー消費への対策、気候変動の深刻化による区民生活への影響等が課題として挙げられます。このような状況を踏まえ、区民・事業者と危機感を共有し、気候変動適応策及び脱炭素施策を一体的に推進していくため、令和８年５月に「港区気候非常事態宣言」を行いました。

資源循環分野では、区の収集ごみ量は減少傾向にあるものの目標達成には至っていません。資源の分別適正率は 98.1％と高い一方、可燃ごみの適正排出率は 66.7％に留まり、さらなる普及啓発が必要です。食品ロス削減に向けた「食べきり協力店」の登録促進や、事業系ごみ削減に向けた立入検査の強化など、実効性の高い施策を実施しており、今後も区民や事業者と連携した取組の継続が必要です。

生活環境分野では、公害苦情は減少傾向にあります。区では、定期的な環境調査を実施し、大気や水質等の状況を継続的に監視・公表することで、生活環境の安全確保に努めています。ま

た、環境美化活動・キャンペーンの実施や喫煙場所の整備推進などにより、ポイ捨ての少なさに対する区民満足度は向上しています。

自然環境分野では、緑被率の向上、雨水浸透対策の進展、区立公園の自然共生サイト認定など着実な成果を上げています。区民の緑や水、生物多様性に対する満足度は向上していますが、川や海のきれいさや水辺への親しみに対する満足度は必ずしも高くなく、環境の質と区民の実感との間にギャップが生じています。今後は、みどりの保全や創出、生物多様性の理解と浸透に向けた取組を継続しつつ、水辺の利活用を通じた体験価値を向上する取組の強化が必要です。

環境保全活動においては、環境学習やイベントへの参加者数は増加しており、区民の参加機会は着実に拡大しています。一方で、環境について学ぶ機会や活動参加に対する満足度は必ずしも高くなく、活動量の増加が充実感につながっていない可能性があります。「みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）」の会員事業者数が減少しており、活動の認知や参画促進に向けた情報発信の強化が必要です。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促すとともに、多様な主体が連携して環境施策を推進し、環境の質向上と暮らしやすさの実現を図る必要があります。

第３節 策定の視点

本計画の策定に当たっては、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえ、将来にわたり全ての人々が安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、次に掲げる視点に立って計画の策定を行うことが重要です。

① 「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

② 活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区のポテンシャルを活かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

③ 区民、事業者、地域の団体、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進することで、多様化・複雑化する環境課題に全区一丸となって取り組みます

第２章 めざす環境像

港区には、時代を超えて受け継がれてきた歴史や、地域で守り育まれてきた文化があり、国内外から多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。

また、海や運河などの水辺や、四季の移り変わりを楽しめる公園・緑地などの豊かな自然環境が都会の風景の中に広がっており、これらが港区の大きな魅力となっています。

一方で、自然災害の脅威や地域コミュニティの衰退など、都心特有のさまざまなリスクも抱えており、その対応が必要となっています。

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす2040年代のまちの姿として**『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』**を将来像に掲げています。

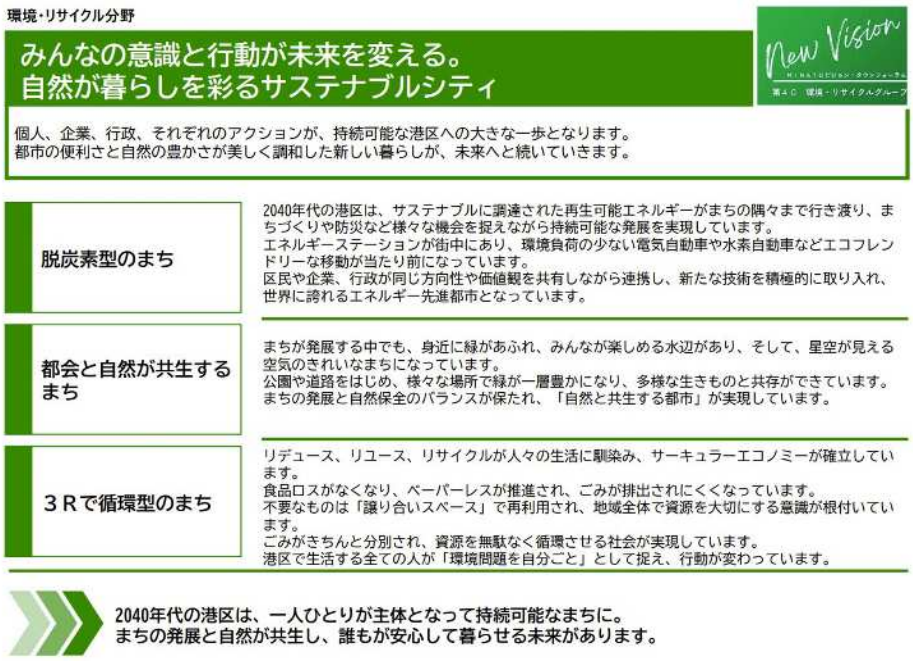
あわせて、環境・リサイクル分野の将来像として**『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ』**を示しています。

誰もが幸せを感じられるまちの実現に向け、想いを一つに、港区に関わる人たちが協力し合いながら歩みを進めていくことが重要であり、本計画においても「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で掲げる将来像をめざす環境像として位置付け、環境・リサイクル分野における持続可能なまちづくりを一体的に推進していきます。

本計画のめざす環境像

自然が暮らしを彩るサステナブルシティ みなと
～みんなの意識と行動が未来を変える～

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」　将来像



第３章 施策の基本的考え方

「第１章　港区環境基本計画策定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の５つの分野で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

①地球環境	温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策）、気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）
②循環型社会	3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進、循環経済の推進、プラスチック・食品ロス対策の推進
③生活環境	大気汚染等の公害の防止、開発が環境に与える影響への対策、環境美化に関する取組
④自然環境	古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組、多様な緑の保全と創出、生物多様性に関する取組
⑤環境保全活動	区民、事業者等の環境保全に関する活動の促進、そのための環境教育、環境学習等の推進

第１節 地球環境

・国「地球温暖化対策計画」の閣議決定による、新たな削減目標2035年度に60％削減、2040年度に73％削減（2013年度比））と2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策強化。
・国「気候変動適応計画」の一部変更による、喫緊の課題としての熱中症対策の強化。
・東京都「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の策定による、新たな目標2035年に60％削減（2000年比）と、再生可能エネルギーの主力化に向けた施策強化を進めており、令和７（2025）年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行。
・本区は都内で二酸化炭素排出量が最も多く、先導的な脱炭素化に向けた取組の強化・加速が必要。加えて、都市特有の暑熱や内水被害などの自然災害リスクも懸念され、「気候非常事態宣言」に基づく喫緊の対策としての認識と取組強化が必要。
・区民、事業者の行動変容と、国や東京都、民間等との連携による先進技術を活用した取組の加速化が必要。

（１）2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の加速
　・国や東京都の目標を踏まえた新たな削減目標の設定と施策強化
　・先進技術を積極的に活用した創エネ・省エネ施策の強化
　・国における定義の変更(GX-ZEH)やZEBロードマップを踏まえたZEB・ZEH施策の検討
（２）多様な連携による脱炭素化の推進
　・再生可能エネルギーの調達の拡大に向けた効果的な啓発
　・開発・施設更新など多様な機会をとらえた新たな技術の導入や脱炭素化の促進
（３）各主体に合わせたアプローチ
　・建築物におけるライフサイクルカーボンの把握・見える化など、区民や事業者等への効

果的な啓発
・区の特性を踏まえた建築物（集合住宅やビルテナント等）での対策検討
・環境負荷の少ない電気自動車や水素自動車などエコフレンドリーな移動への転換

（４）気候変動への適応による都市のレジリエンス強化、安全・安心な暮らしの確保
・激甚化する気候変動影響、特に区民の健康や暮らしへの影響に対する危機感の共有と、区民・事業者の適応に係る行動変容の加速化
・喫緊課題としての暑熱対策（日陰のあるまちづくり等）
・健康、福祉、土木、防災、産業等との認識共有・連携による統合的な施策展開（暑熱対策、グリーンインフラ、ブルーインフラ、エネルギー強靭化等）
・熱中症予防啓発の強化とクーリングシェルターの拡充

第２節 循環型社会

・国「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定による、循環経済（サーキュラーエコノミー）の国家戦略としての位置付けと、2040年までの「追加的なプラスチック汚染ゼロ」など、成長分野としての循環経済ビジネスの進展に向けた動き。
・「資源有効利用促進法」の改正および「再資源化事業等高度化法」の施行による、資源回収・再資源化の量と質、双方の向上に向けた取組の加速化。
・国「第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議決定による、事業系食品ロス目標の強化や、目標の早期達成に向けた施策の拡充。
・東京都「東京都資源循環・廃棄物処理計画」における、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革および廃棄物処理システムの一層の充実強化。
・本区においては、ごみの適切分別の徹底等による、資源化率向上に向けた取組強化が必要。
・同時に「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現や埋立処分場の残余期間延伸などを背景として、３Ｒおよび食品ロス削減をはじめとする、区民や事業者と連携した実効性の高い取組や普及啓発の充実・強化が必要。
・全国的に多発する小型充電式電池等を原因とする火災事故等への対策
・また、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時における迅速で適切な廃棄物の収集・運搬・処理体制の整備が必要。

（１）区民の生活スタイル転換を促す３Ｒの取組の促進
・プラスチックの使用抑制と資源循環に向けた仕組み構築
・区民や事業者との連携による食品ロスの削減対策・啓発の強化
・資源回収の品目や回収拠点などの拡大
・ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築
・行動変容につながる効果的な普及・啓発と環境学習の充実

（２）持続可能な資源循環の推進
・事業系ごみの発生抑制

（３）社会課題に対応した廃棄物処理の推進による社会基盤の構築

・安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
・広域連携も含めた災害等への対応力の向上

第３節 生活環境

・本区では、光化学オキシダント、非メタン炭化水素を除き、環境基準を達成。騒音・振動などの公害は建設工事に起因したものが多く、引き続き指導などの対応が必要。
・クリーンキャンペーンや喫煙場所の整備推進などによる、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現に向けた継続的な取組が必要。
・インバウンドをはじめとする来街者等によるごみのポイ捨て対策が急務。

（１）良好な生活環境の確保
・生活環境の保全にかかる継続的な推進
・羽田空港新飛行経路に係る騒音等対策の推進
（２）まちづくりにおける環境配慮の促進
・開発事業等における環境配慮の推進・適切な誘導
（３）環境美化活動の推進
・路上等へのごみのポイ捨て対策への取組強化（持ち帰り啓発、ごみ箱設置など）
・住居に大量の物品を溜め込み、生活環境へ影響を及ぼす家庭への対策及び近隣への対応
・みなとタバコルールの啓発強化

第４節 自然環境

・国「生物多様性国家戦略2023-2030」における、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること（ネイチャーポジティブ）」の実現に向けた５つの戦略設定。
・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の施行による、自然共生サイトの法制化等を通じた企業・団体等による保全活動の促進。
・東京都「東京都生物多様性地域戦略」に基づき、「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」策定、2030年までの「新たな野生絶滅ゼロ」をめざした施策展開、生物多様性の保全活動の拠点となる「東京都生物多様性推進センター」の開設、生物多様性の保全や回復を進める拠点「自然環境デジタルミュージアム」の整備検討など、積極的な取組推進。
・本区では、公共空間の整備や民間開発に伴う緑化推進、区立公園等の自然共生サイト認定、雨水浸透施設の導入等を進めてきたが、ネイチャーポジティブを実現するには、さらなる取組が必要。区民・事業者との連携強化、緑地や水辺などにおける生物多様性の保全・再生の取組の強化が必要。

（１）水環境・水循環の保全、再生
・臨海部・運河等の水辺資源の、環境と利用の両立を図る管理方針の明確化、官民協働運営体制の整理
・水辺の利活用の推進に向けた水質保全対策の拡充
（２）豊かで質の高いみどりの保全、創出
・緑に関する新たな指標の検討
・保護樹木等の貴重な緑の維持管理への支援拡充
（３）生物多様性の理解と浸透
・区民・事業者への効果的な普及・啓発と環境学習の充実
（４）生物多様性の保全、再生
・生物多様性推進に向けた官民連携の強化
・公共空間の整備や民間開発における生物多様性保全・創出への誘導

第５節 環境保全活動

・国「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の改定を踏まえた、個人の意識変容を組織や社会システム全体の変革へつなげるための、中間支援機能の強化および環境教育・協働の取組の推進。
・区において、環境学習やイベントの開催数及び参加者数は拡大傾向。さらに内容充実による効果的な事業実施や、次世代を支える子どもをはじめとした多様な層の意識変化・行動変容が必要。
・環境保全活動を担う組織やプラットフォームの認知向上と機能強化、活動への参画促進に向けた情報発信の強化が必要。

（１）環境教育等による環境保全意識の向上
・環境行動指針の更新と効果的な周知
・多様な世代・対象に向けた周知啓発や環境学習（子どもが取り組むことができる内容の盛り込み）
・環境学習や学ぶ機会の増加
（２）協働による環境保全活動の推進
・事業環境や市民ライフスタイルの変化にあわせた官民連携プラットフォーム機能の拡充

第４章 分野横断的な取組

・環境課題が複雑化・多様化するなか、地球環境（脱炭素、気候変動適応）、資源循環、生活環境、自然環境（生物多様性）、環境保全活動といった各分野を個別に捉え、施策を進めるのではなく、これらを相互に関連しあう一連のシステムとして捉える統合的アプローチが不可欠。
・さらには、こうした環境課題だけではなく、福祉、防災、教育など、環境を超えた他の政策との連携や環境視点の組み込み、それによる副次的効果を捉えることで、環境・経済・社会の統合的課題解決につなげ、区のウェルビーイングの向上に結びつけていくことが重要。
・港区がこれまで進めてきた、区民や事業者との連携、全国の自治体との連携においても、分野横断的な取組による効果は大きく、重要であり、多様な主体が持つ知見やリソースを活用して、多様な価値の創出につなげていくことが重要。
・港区が今後も都市型の環境政策においてトップランナーとして取組を進めるためには、多様な効果と価値を生み出すことが期待される分野横断的な取組について、重点化を図り、取組の実装を強化することが必要。

第５章　施策の推進に向けて

第１節 推進体制

・部局を横断した全庁的な連携・協力体制を強化し、総合的・包括的な視点で環境施策に取り組み、実効性を高めることが必要。
・東京都や近隣自治体との連携を図るとともに、区が先駆的に取り組んできた全国の自治体との協働・連携を進めることが、今後ますます必要。
・地球環境、資源循環、自然環境など、様々な分野で活動する組織どうしが、分野横断的に交流し、新たな価値を共創できる場や機会の拡充が必要。
・区民・事業者・地域団体・区の一層の協働体制の充実が必要。
・環境行動指針を「自分ごと」として捉えられるよう、デジタル技術やポイント制度等を活用して分かりやすく発信するとともに、意識変容を具体的な行動実践につなげていくことが必要。特に、次世代に分かりやすく伝えていくことが重要。

第２節 進行管理

・環境基本計画を実効性のあるものとするため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善の実施、「港区環境白書」等を通じた区民や事業者等に対し、わかりやすい公表を行う。
・また、各事務事業の評価および見直し・改善等を目的とした「事務事業評価」、学識経験者や区民の視点から３年毎に政策の達成度等を評価する「政策評価」を通して、事務事業及び政策の見直し・改善を図る。

資料２

00「港区環境基本計画」の策定に向けた各調査結果のキーワードまとめ

現行計画のめざす環境像と基本目標	港区の現状・特性	国や東京都等の動向からのキーワード	MINATOビジョン・タウンフォーラムからのキーワード **（目指す目標）**	アンケートやヒアリングから抽出したキーワード **（意見・要望）**	各基礎調査結果に基づく今後の課題	重点的に取り組むべき課題・テーマ、取組の方向性（例）
将来像 「多様な暮らし・活気・自然が調和する　持続可能な都市　みなと　～私たちが築く地球の未来～」	・人口は今後も増加傾向 ・昼間人口の多さ(夜間の 3.7 倍) ・転入・転出人口は各２万人超 ・人口の約１割が外国人 ・住宅､業務系建物が多く、増加の見込み ・地価の高騰、建築物は中低層から高層に	・第六次環境基本計画／ウェルビーイング・質の高い生活 ・エネルギー安全保障	・都会と自然が共生するまち ・創エネ先進都市 ・２３区内緑被率１位	・緑と技術が混合した建物が多くあるまち ・道にゴミが落ちていないまち ・ＡＩなどの先端技術を活用したエネルギーの効率化の推進	●高潮・内水氾濫等の水害リスクを踏まえた適応策・防災との一体化 ●多様な利用者に対応した施策設計 ●建築物とエネルギー調達・利用の転換 ●都市計画・産業政策・観光施策等との整合した環境施策 ●循環経済やネイチャーポジティブに向けた政策強化	
基本目標１ 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち	・CO_2排出：業務部門が約７割、総量は減少傾向 ・住宅の９割以上が集合住宅 ・再生可能エネルギーの設備導入容量は伸び悩み、購入は増加。バイオマス発電も増加 ・ＥＶ化やシェアサイクル等が進展 ・区有施設は先導モデルとして取組み、成果に。施設のエネルギー消費量自体は新築(１０施設)により増加見込 ・顕在化する気候変動と影響　区民への浸透は不十分	・ＧＸの推進 ・カーボンプライシング ・ゼロエミッション東京戦略（2035 年までに 2000 年比 60%以上削減、再生可能エネルギーの主力化） ・建築物環境報告制度 ・熱中症特別警戒アラート等による暑熱対策への喫緊対応	・エコフレンドリーな移動 ・エネルギーステーションの充実 ・日影がある街	・気候変動に伴う水害や土砂災害の備え ・再生可能エネルギー電気の情報提供 ・ゼロエミッション・ビークルの導入・利用 ・ＺＥＢの普及啓発 ・カーボンオフセットの創出・活用 ・氾濫までの時間に応じた避難ルールの整備 ・エネルギーの多重化(BCP)による防災面での強靭化 ・映像とハザードマップを組み合わせた教材が有用	●2035/2040 目標を踏まえたロードマップの領域別設定 ●新築段階での ZEB/ZEH 水準の徹底、既存ストック改修促進の制度設計強化 ●事業者との連携枠組みの拡充、調達・金融・規制/誘導による実装戦略 ●面的なエネルギーマネジメントの構築・展開 ●都市のエネルギー強靭化	●国における定義の変更（GX-ZEH）や ZEB ロードマップを踏まえ、2030 年前後を見据えた ZEB、ZEH 施策の在り方 ●建築物におけるライフサイクルカーボンの把握、削減に寄与する対策の検討 ●先端技術を積極的に活用した創エネ・省エネ施策の展開 ●気候非常事態宣言に基づく取組の強化による、区民・事業者における緩和と適応に係る行動変容の加速化 ●J-クレジット
基本目標２ ごみを減らして資源が循環するまち	・ごみ排出量は減少傾向、収集ごみ量及び１人１日あたりごみ排出量の目標達成は厳しい状況 ・特別区で最高水準の資源化率、ただし資源回収量は減少傾向 ・持込ごみが排出全体の６割 ・資源分別適正率はごみ種でバラつき	・第五次循環型社会形成推進基本計画(国) ・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行、国家戦略化 ・環境と経済のデカップリング ・プラスチック資源循環	・物が無駄なく循環する社会 ・一人一人の行動変容が不可欠	・ごみ・リサイクルについての環境教育 ・リユースできる環境の整備 ・事業者が抱える余剰製品や食品への区の支援・制度づくり	●食品ロス削減量の把握、効果検証強化	●事業系ごみの発生抑制 ●プラスチックの使用抑制と資源循環 ●食品ロスの削減 ●資源回収の拡大 ●持続可能な集団回収制度の構築 ●安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 ●災害等への対応力の向上 ●効果的な普及・啓発と環境学習の充実
基本目標３ 健康で快適に暮らせるまち	・大気汚染物質の濃度は減少傾向（光化学オキシダントを除き環境基準を達成）だが、区民の空気環境に対する満足度は低く、現実と満足度が乖離している ・河川水質は全地点で環境基準達成 ・公害苦情件数は令和６年度に比べ令和７年度は若干減少 ・羽田空港の機能強化への対応	・化学物質への対応（国・東京都）		・たばこのポイ捨て防止 ・路上喫煙対策の推進 ・公園や広場などが多いゆとりあるまちづくり ・ビル風を考慮した建築計画の指導 ・古川、運河の水質、においに対する区民の意識	●エリアマネジメントとの連携強化 ●測定データ公開・重点対策●屋外空間の快適性改善について、都市デザイン・緑陰形成・歩行者空間整備等や健康増進との一体による位置付け	●ものを捨てられない家屋（いわゆるごみ屋敷）による近隣影響への対策 ●路上等へのごみのポイ捨て対策への取り組みの強化（持ち帰り啓発、ごみ箱設置など） ●熱中症予防啓発の強化とクーリングシェルターの拡充

現行計画のめざす環境像と基本目標	港区の現状・特性	国や東京都等の動向からのキーワード	MINATOビジョン・タウンフォーラムからのキーワード **（目指す目標）**	アンケートやヒアリングから抽出したキーワード （意見・要望）	各基礎調査結果に基づく今後の課題	重点的に取り組むべき課題・テーマ、取組の方向性（例）
基本目標４ 水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまち	・歴史ある自然、多様な緑と水辺 ・緑被率は微増（緑地や屋上緑化面積は増加） ・湧水やビオトープが豊富 ・区民、事業者等による生物多様性活動が活発	・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 ・30by30､自然共生サイト ・自然資本を守り活かす社会経済活動の推進 ・東京都生物多様性地域戦略の改定	・外来種の抑制 ・木・土・水に配慮したバランスある開発 ・水辺の賑わいと緑の癒しが息づく街 ・最先端と緑が共存	・生物多様性の保全活動への参加と促進 ・生物多様性の現状と大切さを学び伝える ・区内の自然や緑地の保全に向けた取組 ・緑の量と質の確保に向けた検討	●開発行為や公共空間整備における生物多様性保全・創出への指導、誘導 ●グリーンインフラ／ブルーインフラの都市整備・防災・健康施策との統合推進 ●水辺との関わりを深める環境づくりに向け、舟運を含め、船着場の設置などにより水辺との距離を縮める回遊性の高い利用環境を整え、水を身近に感じながら親しめる水辺空間の形成を進める。	●保護樹木等の貴重な緑の維持管理への支援を拡充 ●緑に関する新たな指標の検討 ●生物多様性推進に向けた官民連携の強化 ●運河や海等の水質や水辺の生物、ブルーカーボンの取組について学ぶ、環境学習の実施により、水辺の改善に向けた地域の機運醸成を創出 ●区内の水場（特に運河）の水質改善に向けた、下水道や港湾を管理する東京都への水質改善や連携の働きかけ、近隣区との連携や先進事例の研究
基本目標５ 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち	・約４万の事業所数及び本社機能の集約 ・環境学習やイベントへの区民参加増加 ・区民･事業者等の環境保全活動が活発（みなと環境にやさしい事業者会議等） ・mecc 会員事業者数は減少 ・全国連携による環境学習	・環境教育等の推進に関する基本的な方針の改定（個人の変容から、組織や社会経済システムの変革に連動へ）	・効率的な情報共有 ・区民・企業・行政のコミュニケーション	・区の環境事業の認知度向上 ・セミナーや専門的人材の紹介・派遣によるノウハウ提供 ・具体の事業行動計画の作成 ・区独自の表彰制度や認定制度 ・環境活動、イベントの情報提供 ・ボランティアが活動しやすい環境整備	●多様な対象に合わせたコミュニケーション設計 ●企業活動の変革（調達基準、オフィス運用、イベント運営等）を後押しするプラットフォーム機能の強化 ●学校・地域・企業を連動させ、学びから実践へ移行する一貫した設計と、成果把握の仕組み構築	●本誌と別冊の環境行動指針を一つにまとめる ●子どもが取り組むことができる内容を盛り込む ●環境学習や学ぶ機会を増やす必要があるため、プッシュ型通知などを活用
統合的課題解決に向けた施策の展開	・全国の自治体との連携 ・分野を超えた連携（福祉、防災、教育） ・民間との協創	・若者の社会変革への参加の促進 ・中間支援機能を活用した環境教育・協働取組	・学校での教育 ・シニア世代への意識改革 ・環境問題を「自分ごと」に	・環境について学ぶ機会の充実 ・みなとタバコルールの認知度向上 ・努力義務化と資金支援の好バランスなしくみ・ルール作り	●指標・データを活用した進捗管理と改善の強化 ●実装ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ(体制､参画手順の明確化) ●負担と便益の偏りへの配慮 ●都市整備との統合	●みなとタバコルールの啓発強化 ●熱中症対策については、福祉部門との連携が必要不可欠

出典：港区環境基本計画改定のための基礎調査報告書、港区第３次一般廃棄物処理基本計画、港区環境白書等

資料３

「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

（答申案骨子）

令和８年５月

港区環境審議会

目次

第１章 計画改定の基本的事項 1
第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景 1
第２節 計画の位置付け 2
第３節 計画期間 2
第２章 港区のごみ・資源を取り巻く現状と今後の見通し 3
第１節 現行計画の取組と評価 3
(1)事業系ごみの発生抑制 3
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 5
(3)食品ロスの削減 6
(4)資源回収の拡大 7
(5)持続可能な集団回収制度の構築 8
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 9
(7)災害等への対応力の向上 10
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 10
第２節 今後の見通し 11
第３章 現行計画改定の基本的方向性 12
第１節 基本理念について 12
第2節 基本方針について 12
第3節 数値目標について 13

第１章 計画改定の基本的事項

第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景

近年の循環型社会の実現に向けた我が国の動向は、従来の廃棄物処理中心の施策から、資源循環と脱炭素を一体的に推進する方向へと大きく転換しています。

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性や循環利用率の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８（2026）年３月)」において、資源ロス削減と循環利用の強化、持続可能な資源利用に向けた社会変革の加速、そして強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保の３つを柱として掲げ、CO2 排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していくこととしています。

これらを踏まえると、今後の循環型社会政策は、「量の削減」に加え、「質の高い循環」が重要となってきているといえます。また、行政のみならず、事業者や区民の行動変容を促す仕組みづくりが重要であり、多様な主体の連携による取組の深化が求められています。

本区においては、こうした動向を踏まえた「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次)」（以下「現行計画」という。)の改定を行い、地域特性に応じた施策を具体化していくことが必要です。

第２節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、計画の改定に当たっては、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画、区が策定する「MINATO ビジョン」、「港区環境基本計画」等と整合を図る必要があります。



第３節 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます

第２章 港区のごみ･資源を取り巻く現状と今後の見通し

第１節 現行計画の取組と評価

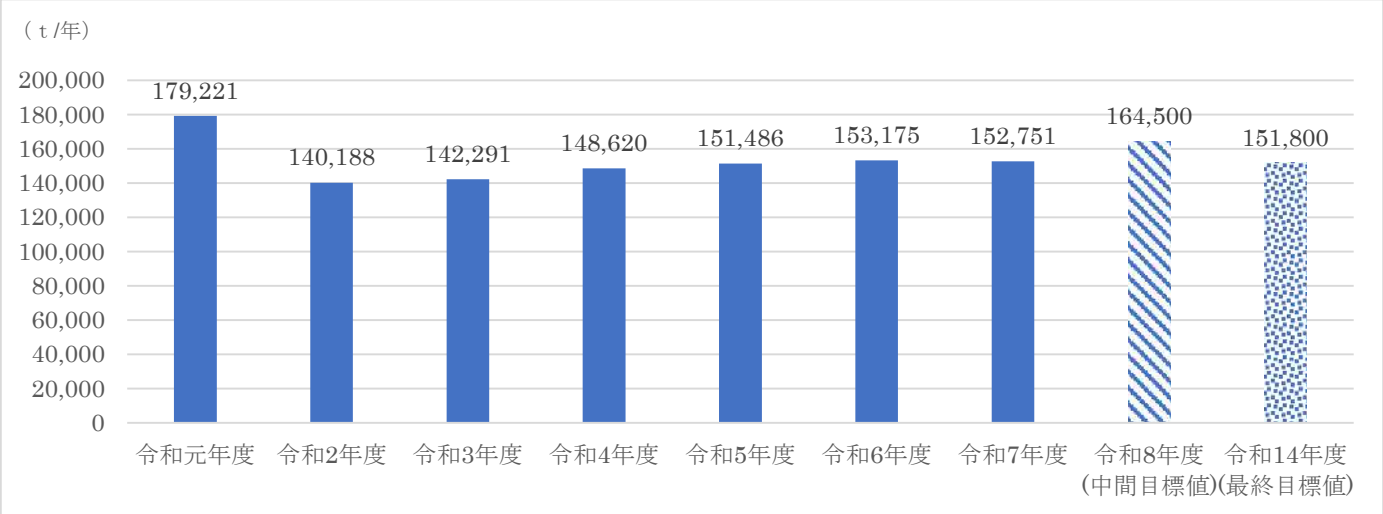
現行計画においては、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会･低炭素社会形成への統合的な取組を、区民･事業者とともに推進します」を基本理念として掲げ、下に示す３つの基本方針に基づき、数値目標を設定したうえで、事業系ごみの発生抑制や食品ロスの削減など、８つの重点施策を掲げてごみの減量・資源化の取組を実践してきたところです。

ここでは、重点施策の取組の評価、ごみ･資源の排出の現状と課題、今後の取組の方向性について整理します。

【現行計画における基本理念･基本方針】

基本理念	環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素※社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します ※「低炭素」は「脱炭素」に変更が必要（第３章）
基本方針	基本方針Ⅰ　区民の参画と協働による３Ｒを推進します 基本方針Ⅱ　事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 基本方針Ⅲ　安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します

【総排出量実績と目標値】

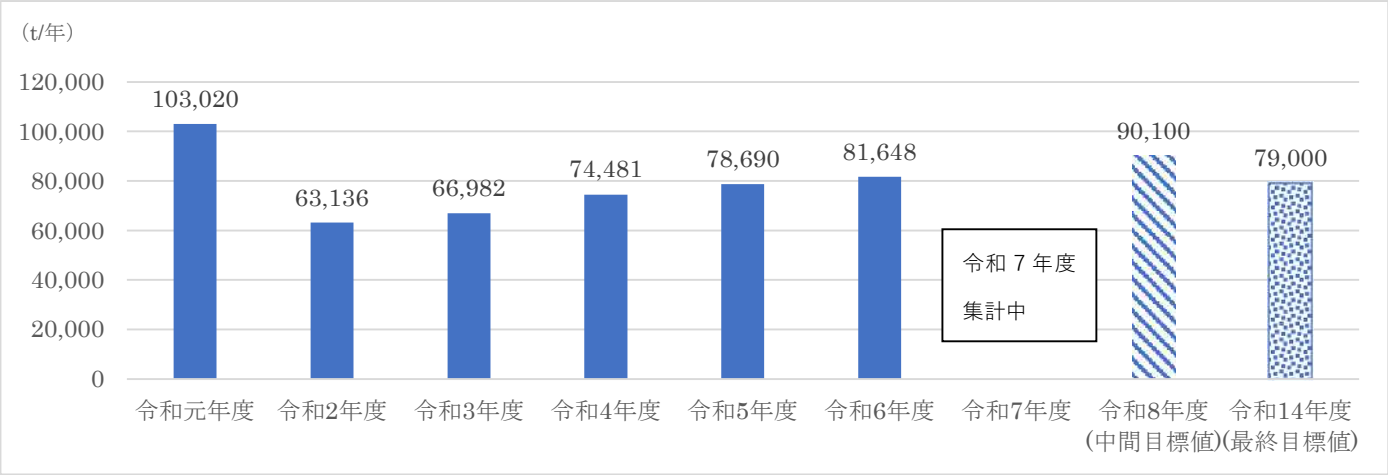


※令和７年度は速報値

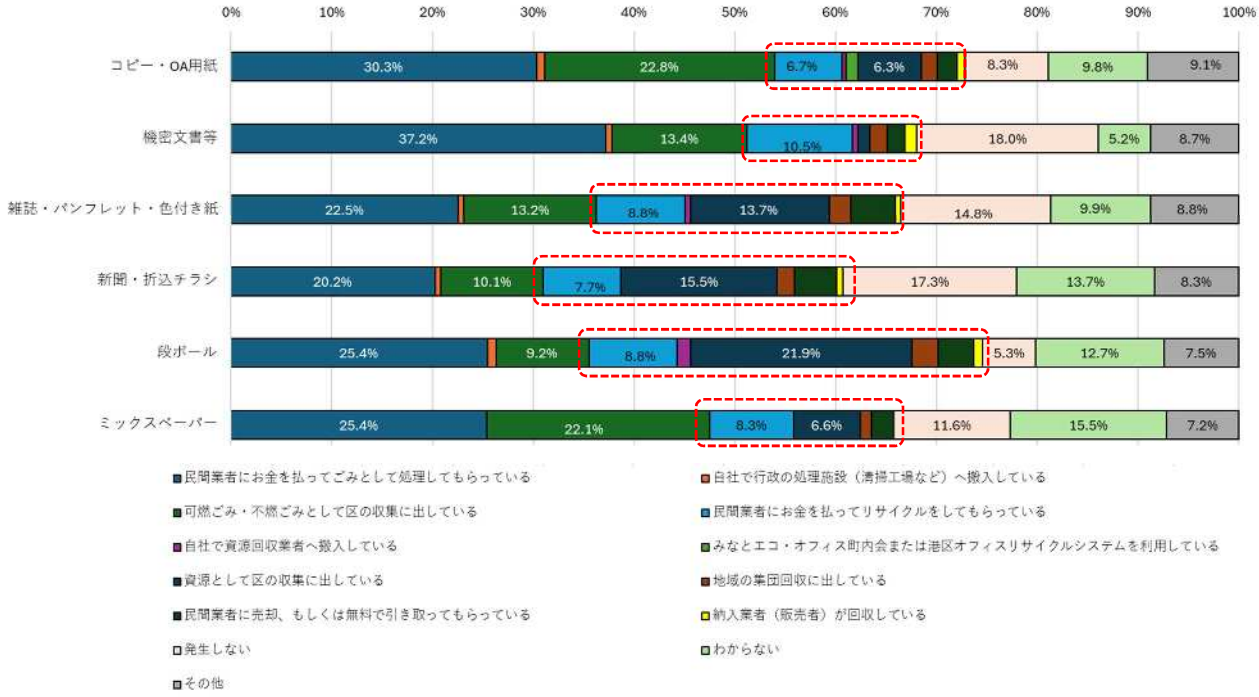
(1)事業系ごみの発生抑制

港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみの量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と目標値】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査アンケート）】



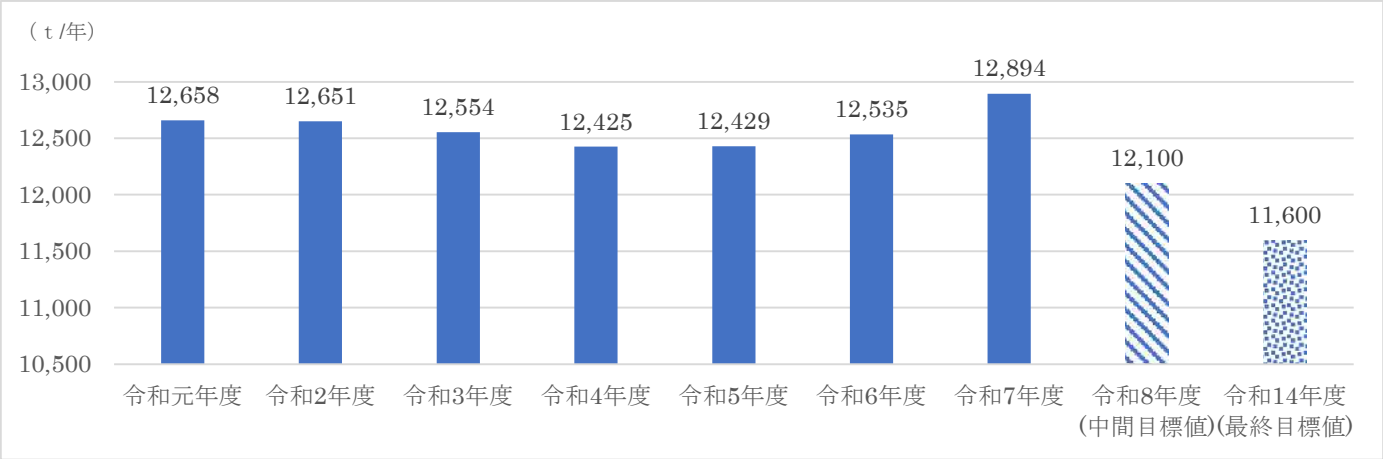
※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。
※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです

(2)プラスチックの使用抑制と資源循環

港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチックや製品プラスチックを資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

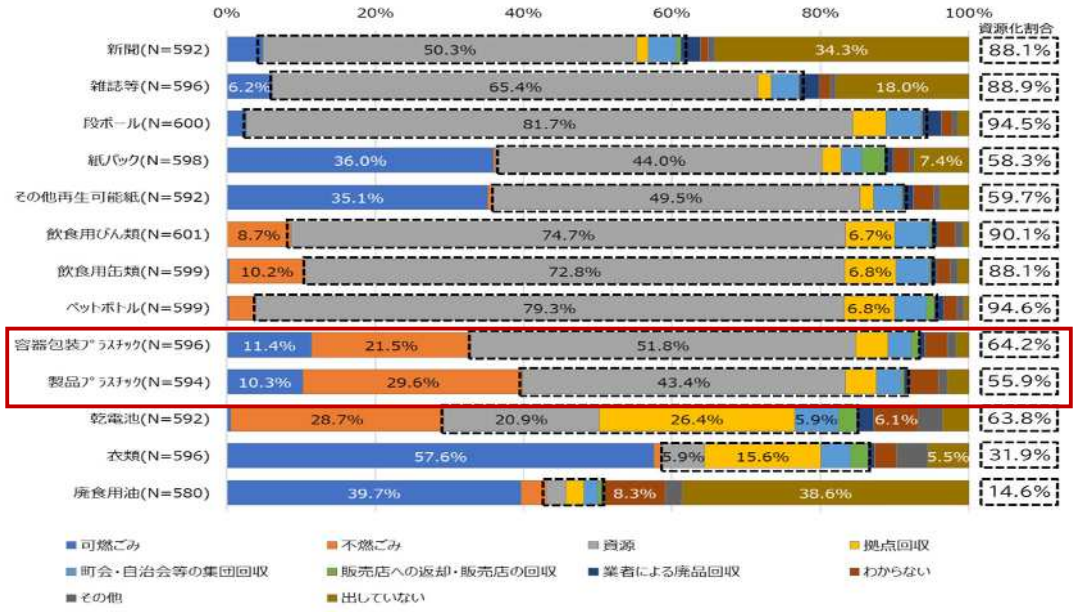
一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニ等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と目標値】



※令和７年度は速報値

【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】



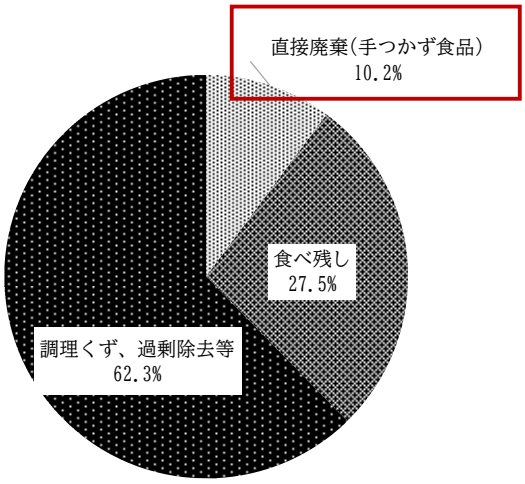
※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

（3）食品ロスの削減

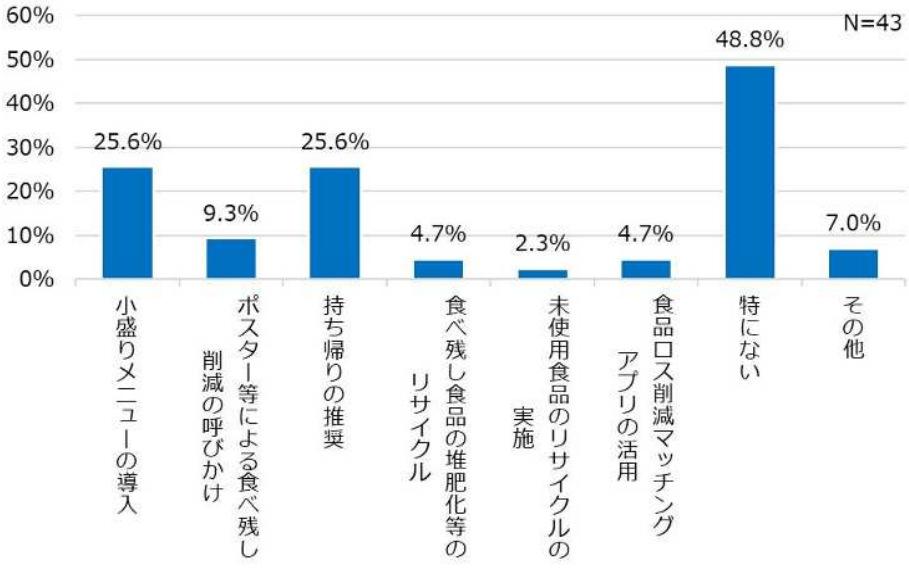
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブを実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類（生ごみ）の中に約 10％の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和7年度排出実態調査）】



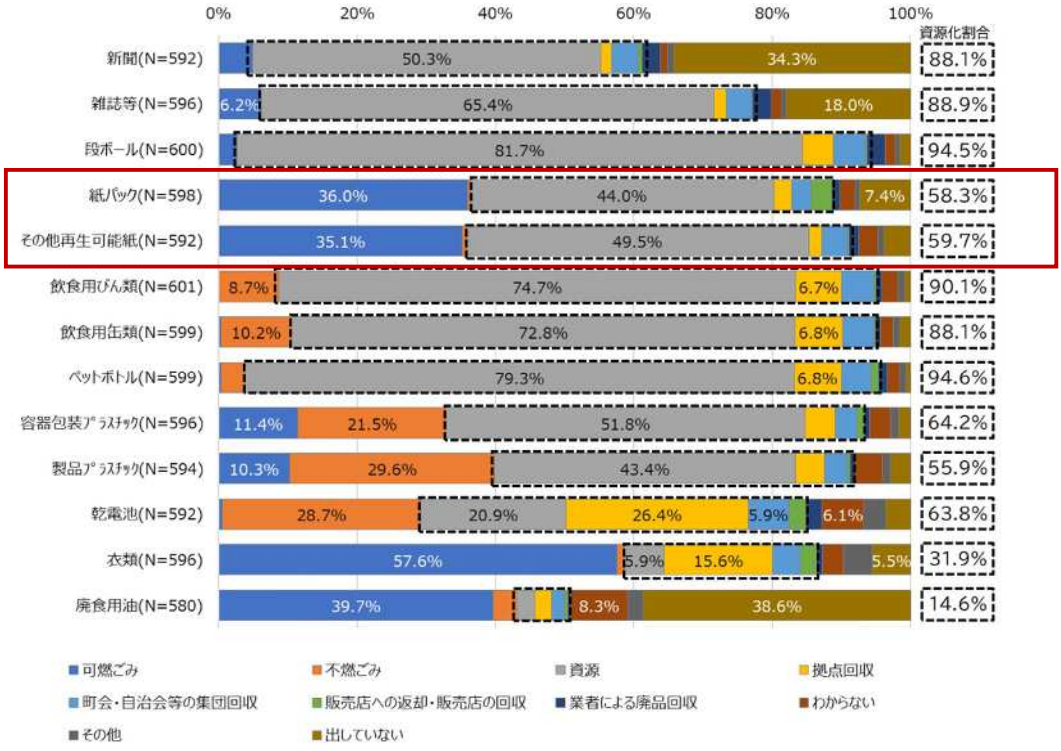
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和7年度基礎調査アンケート）】



（4）資源回収の拡大

区の資源回収は、集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が 35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】

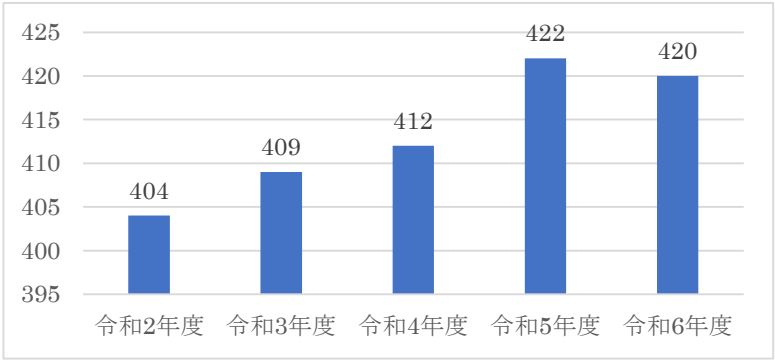


※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

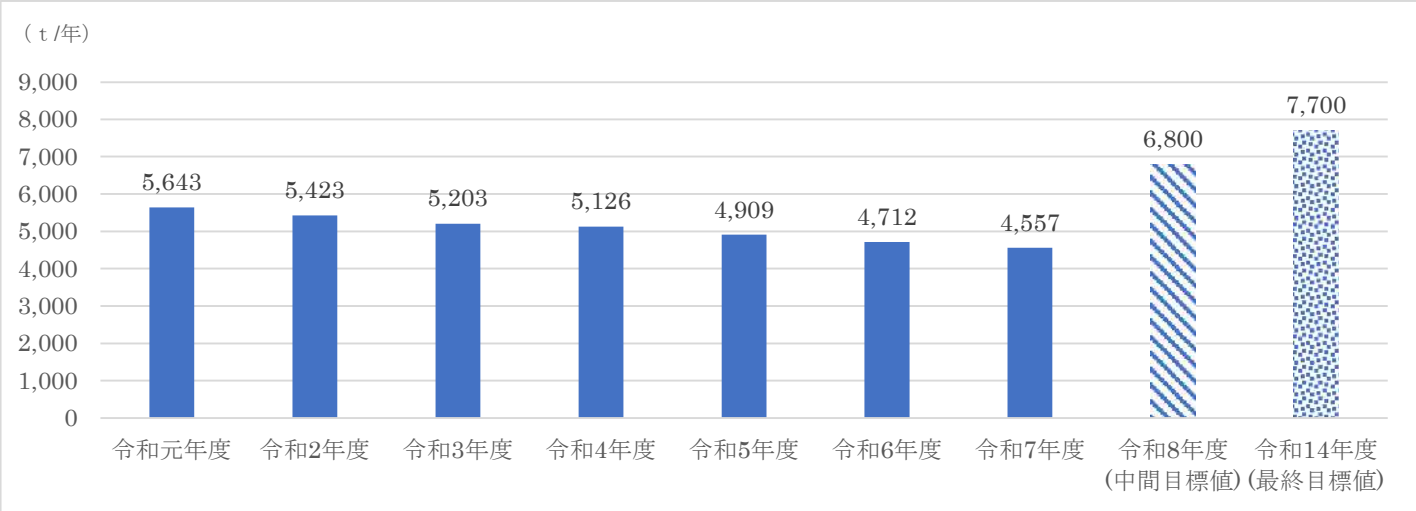
（5）持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と目標値】



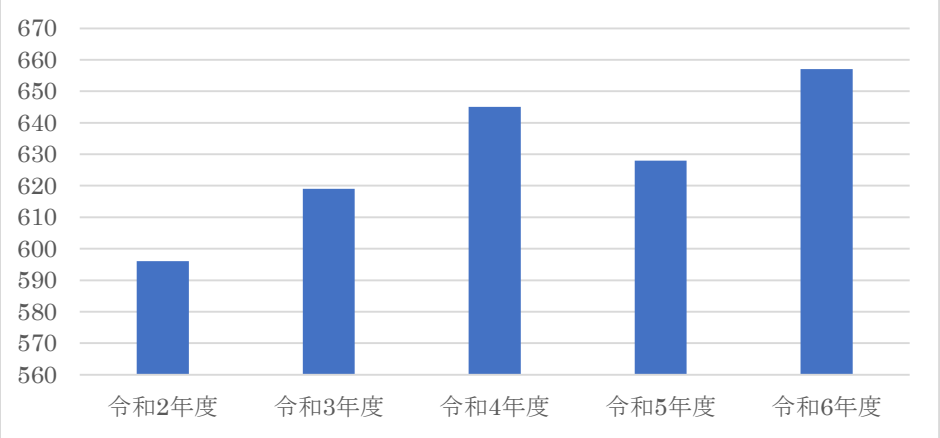
※令和７年度は速報値

（6）安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

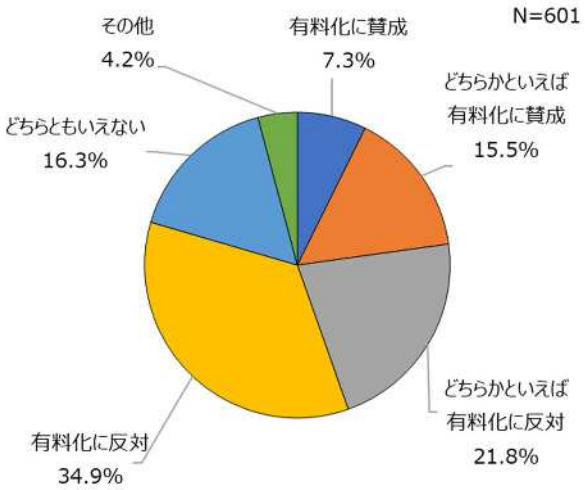
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者のみで構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導など、きめ細かな対応を行ってきています。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別（高齢者や障害者のみで構成する世帯）訪問収集件数】

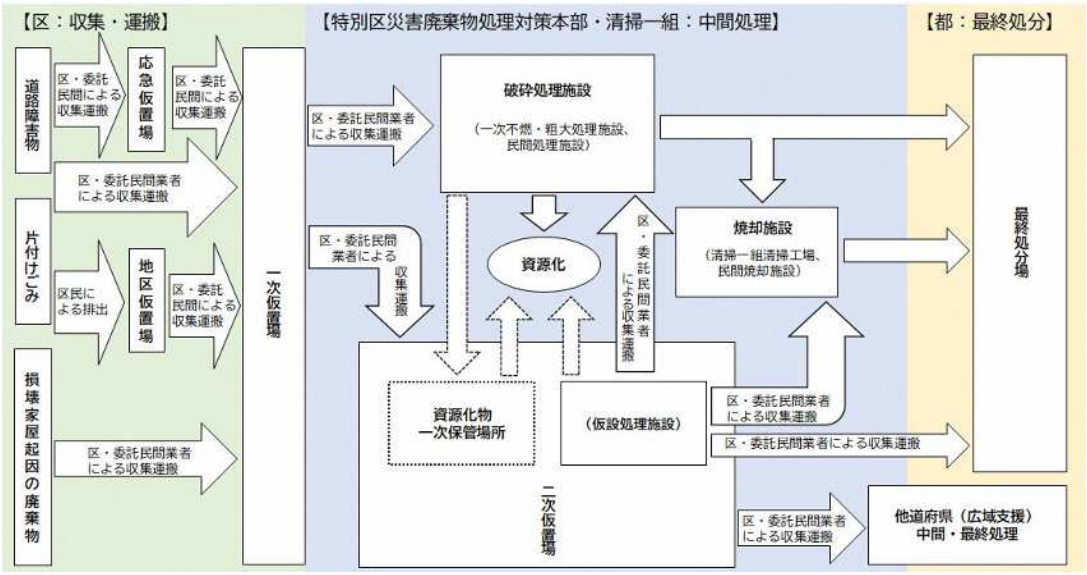


【家庭ごみ有料化に対する区民意見（令和7年度基礎調査）】



(7)災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

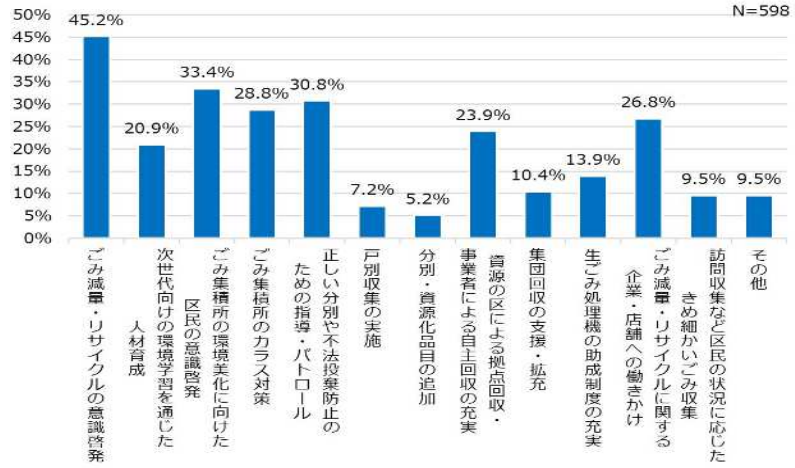


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

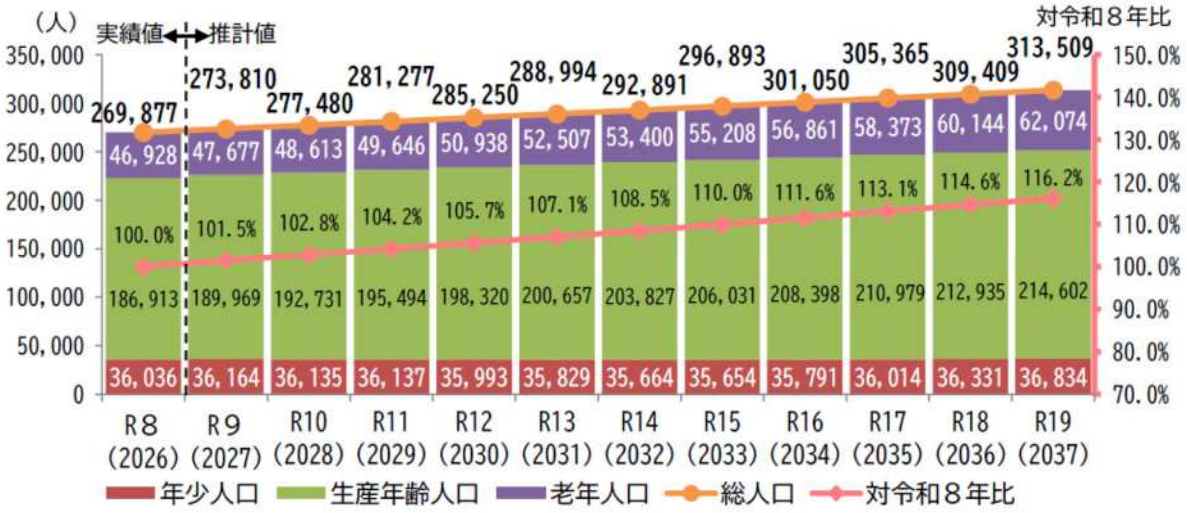
【区に力を入れてほしいこと（令和7年度基礎調査アンケート）】



第２節 今後の見通し

港区内からのごみは地域特性から半分以上が事業系であり、事業活動の再開・活性化で増加傾向となっていることが示されていますが、これに加えて、人口増が続く局面では、家庭由来の排出も「底上げ」されるため、総排出量を押し下げるには、人口増を上回る１人当たり排出抑制と資源化の実効性が求められます。

（港区人口推計（令和８年３月））



第３章 現行計画改定の基本的方向性

第１節 基本理念について

近年、資源制約の深刻化や気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景に、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした社会経済のあり方から、資源を循環的に利用する持続可能な社会への転換が強く求められています。

このような動向の中、港区においては、人口増や生活様式の変化により、廃棄物排出量の増加や排出形態の複雑化が進んでいます。さらに、再資源化可能な資源の可燃ごみへの混入といった排出の質に関する課題もあり、従来の取組の延長では対応が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた責任を果たしながら、意識改革と行動変容を伴う取組を一層推進していく必要があります。

区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者責任に基づき、発生抑制及び適正処理に主体的に取り組む必要があります。また、区は、安定的かつ適正な廃棄物処理を確保するとともに、区民及び事業者の取組を効果的に支援し、資源循環の推進を図ることが求められます。

現行計画において掲げた**「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を区民・事業者とともに推進する」**という基本理念は、これらの社会情勢の変化を踏まえてもなお普遍的であり、本区の廃棄物行政の根幹をなすものです。このため、本計画においても当該理念を継承しつつ、より実効性の高い取組へと発展させていく必要があります。なお、ゼロカーボンシティの実現に向けた対策強化の必要から、「低炭素」から「脱炭素」へ、表現を見直すべきです。

第2節 基本方針について

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、現行の基本方針についても以下のとおり継承します。

（１）基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

港区においては、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的回収や食品ロス削減に向けた普及啓発などの取組を展開してきました。

一方、基礎調査及び排出実態調査からは、家庭ごみにおいて再資源化可能な資源が可燃ごみ等に相当量混入していることが明らかとなっており、資源化率の向上に向けては排出の質の改善が不可欠です。

さらに、食品ロスについても一定の改善は見られるものの、依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の一層の推進が必要です。

区民一人ひとりがごみの発生抑制を意識したライフスタイルへ転換するとともに、適正な分別及び排出を実践し、資源循環につなげていくことが重要です。

区は、これらの取組を支えるため、効果的な普及啓発や環境学習の充実、分かりやすい情報提供などを通じて区民の主体的な行動を促進し、「区民の参画と協働による３Ｒ

の推進」に一層取り組んでいく必要があります。

（２）基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

本区におけるごみ排出量の半分以上は事業系ごみが占めており、事業活動の再開・活性化に伴い、持込ごみ量は増加傾向にあります。また、排出実態においては、紙類が大きな割合を占めており、資源化の余地が大きい状況です。

これまで区は、大規模建築物に対する再利用計画書の提出義務や立入指導等を実施してきましたが、更なる排出抑制及び資源化の推進が求められています。

加えて、国の制度においては、製品の設計段階から資源循環を考慮する取組が求められており、事業者の責任はより広範なものとなっています。

このため、事業者は、排出者責任の原則に基づき、適正処理の徹底に加え、発生抑制、再使用、再生利用の推進、さらにはサプライチェーン全体を通じた廃棄物削減に主体的に取り組む必要があります。

区は、これらの取組を促進するため、指導の充実や情報提供、インセンティブの活用等により、事業者の自主的取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」に一層取り組んでいく必要があります。

（３）基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区はこれまで、収集業務の効率化や民間委託、収集ルートの最適化を進めるとともに、繁華街における早朝収集や高齢者世帯への戸別訪問収集など、地域特性に応じたサービス向上に取り組んできました。

一方、区民の高齢化、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。また、大規模災害の発生時においても、廃棄物処理を継続するための体制整備が重要な課題となっています。

このため、区は、平常時における効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制の確保に加え、災害時においても迅速かつ適切な対応が可能となる体制を構築するとともに、安全性・利便性の向上を図る必要があります。

あわせて、資源化の徹底による処理量の削減を図り、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立をめざし、「安全・安心な区民生活を支え続ける持続可能な廃棄物処理体制の確保」に一層取り組んでいく必要があります。

第3節 数値目標について

数値目標は施策や取組の成果について、達成すべき水準や方向性を具体的な数値で示したものであり、その進捗状況を客観的に把握し、評価や改善につなげるための基準となるものです。

現状の取組が成果に結び付いているか改めて分析・評価し、施策の見直しや強化を図る

必要があります。そのうえで、計画期間の後期に向けて実現性とメリハリのある数値目標を設定していく必要があります。

資料４

環境基本計画策定スケジュール（予定）

	令和8年度												令和9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境基本計画決定								◆環境基本計画素案確定(11/19庁議)			◆環境基本計画確定(2月中旬)		
環境審議会 （全5回予定）		◆5/22答申（たたき）		◆答申素案	◆答申決定 答申式			◆計画素案審議（11月）				◆計画策定報告(3月下旬)	
区民等意見募集									◆パブリックコメント実施（12/21～1/21） ◆区民等説明会（回数未定）				